

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 313.6 ha	<p> 中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号50を廃止する。 中原区宮内2丁目地内において、箇所番号138を廃止する。 高津区上作延地内において、箇所番号52を廃止する。 高津区上作延地内において、箇所番号59を廃止する。 高津区子母口地内において、箇所番号172を廃止する。 高津区新作2丁目地内において、箇所番号184を廃止する。 高津区未長地内において、箇所番号206を廃止する。 高津区久末地内において、箇所番号385を廃止する。 宮前区有馬4丁目地内において、箇所番号25を廃止する。 宮前区菅生ヶ丘地内において、箇所番号232を廃止する。 宮前区平3丁目地内において、箇所番号252を廃止する。 宮前区土橋2丁目地内において、箇所番号285を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号354を廃止する。 宮前区初山1丁目地内において、箇所番号459を廃止する。 宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号563を廃止する。 宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号564を廃止する。 宮前区水沢3丁目地内において、箇所番号633を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号729を廃止する。 多摩区長尾1丁目地内において、箇所番号214を廃止する。 多摩区長尾1丁目地内において、箇所番号215を廃止する。 多摩区長尾7丁目地内において、箇所番号232を廃止する。 多摩区長沢4丁目地内において、箇所番号255を廃止する。 多摩区長沢4丁目地内において、箇所番号263を廃止する。 多摩区枅形6丁目地内において、箇所番号383を廃止する。 多摩区菅6丁目地内において、箇所番号536を廃止する。 麻生区片平3丁目地内において、箇所番号52を廃止する。 麻生区細山8丁目地内において、箇所番号345を廃止する。 宮前区有馬4丁目地内において、箇所番号21を縮小する。 宮前区有馬6丁目地内において、箇所番号51を縮小する。 宮前区犬蔵1丁目地内において、箇所番号91を縮小する。 宮前区犬蔵2丁目地内において、箇所番号121を縮小する。 宮前区潮見台地内において、箇所番号153を縮小する。 宮前区神木本町3丁目地内において、箇所番号177を縮小する。 宮前区平3丁目地内において、箇所番号255を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号368を縮小する。 宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号565を縮小する。 </p>

面 積	備 考
約 313.6 ha	<p>宮前区野川地内において、箇所番号 719 を縮小する。 多摩区菅馬場 1 丁目地内において、箇所番号 169 を縮小する。 多摩区中野島 2 丁目地内において、箇所番号 289 を縮小する。 多摩区中野島 3 丁目地内において、箇所番号 306 を縮小する。 多摩区菅馬場 2 丁目地内において、箇所番号 474 を縮小する。 麻生区栗平 1 丁目地内において、箇所番号 168 を縮小する。 中原区井田 3 丁目地内において、箇所番号 10 を拡大する。 高津区北見方 1 丁目地内において、箇所番号 74 を拡大する。 宮前区菅生 2 丁目地内において、箇所番号 208 を拡大する。 宮前区野川地内において、箇所番号 326 を拡大する。 宮前区野川地内において、箇所番号 438 を拡大する。 宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 493 を拡大する。 宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 500 を拡大する。 多摩区菅城下地内において、箇所番号 154 を拡大する。 多摩区南生田 2 丁目地内において、箇所番号 409 を拡大する。 多摩区生田 3 丁目地内において、箇所番号 436 を拡大する。 麻生区向原 2 丁目地内において、箇所番号 396 を拡大する。 麻生区下麻生 2 丁目地内において、箇所番号 411 を拡大する。 幸区小倉地内において、箇所番号 12 を追加する。 高津区末長地内において、箇所番号 387 を追加する。 宮前区神木 2 丁目地内において、箇所番号 773 を追加する。 宮前区神木 2 丁目地内において、箇所番号 774 を追加する。 宮前区神木 2 丁目地内において、箇所番号 775 を追加する。 多摩区堰 1 丁目地内において、箇所番号 563 を追加する。 多摩区堰 2 丁目地内において、箇所番号 564 を追加する。 麻生区細山 3 丁目地内において、箇所番号 430 を追加する。 麻生区万福寺地内において、箇所番号 431 を追加する。 麻生区万福寺地内において、箇所番号 432 を追加する。 麻生区万福寺地内において、箇所番号 433 を追加する。 麻生区千代ヶ丘 6 丁目地内において、箇所番号 434 を追加する。 麻生区千代ヶ丘 6 丁目地内において、箇所番号 435 を追加する。</p>
	合計箇所数 1,978

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、本市の緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」において、都市と農業の調和した農のあるまちづくりを進めるうえで、中心的な施策として位置付けられています。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。